計画の実現に向けて

〔大 綱〕

第１章　市民と行政がともにまちづくりを進めます

協働のまちづくり推進条例に基づき、その理念やルールを市民全体で共有しながら、市民と行政がともにまちづくりを進めます。

第２章　健全な財政運営を行います

自主財源の確保や経済的な経費の抑制を図ることによって、実質収支の黒字を将来にわたって継続するとともに、国の動向に左右されない自立した財政基盤の構築、及び多種多様な行政需要への対応や将来のまちづくりに向けた投資のための財政的な余力の確保を目指します。

第３章　効果的・効率的な行政運営を進めます

限られた資源で最大の効果を生む、経営の視点に立った効果的で効率的な行政運営を進めます。

第４章　行政サービスの利便性を高めます

行政サービスへの満足度を高めるため、窓口サービスの向上に向けた取組みやICTを活用した情報化の推進などにより、市民の利便性の向上を目指します。

第１章 市民と行政がともにまちづくりを進めます

基本方針

様々な地域課題の解決と今後のまちづくりを進めていく上では、市民と行政がそれぞれの役割を分担し、互いに補完し合い、協働によるまちづくりを実践していくことが重要であるため、協働のまちづくり推進条例に基づき、その理念やルールを市民全体で共有しながら、市民と行政がともにまちづくりを進めます。

成果指標	現状値（平成26年度末）	目標値（平成31年度末）
居住地域の活動や行事へ参加している人の割合	27.7%	40.0%

現況と課題

●地方分権の進展に伴い、地方自治体の運営に地域住民の意思を反映させることが求められています。また、少子高齢化と人口減少、ライフスタイルや価値観の変化による市民ニーズの多様化・複雑化など、今後のまちづくりの課題へ的確な対応を図るためには、行政だけではなく、市民や各種団体等が協働して取り組むことが重要となります。これまでの市民と行政との協働による実践的な取組みを踏まえながら、引き続き、協働のまちづくり推進条例や市民憲章の基本理念のもと、協働のまちづくりを進めていく必要があります。

●協働のまちづくりを進めるにあたっては、市政に対する市民の関心を高めることが重要です。そのため、行政運営に関する情報を適切なタイミングで、的確にわかりやすく発信する必要があります。あわせて、行政の信頼性や透明性を高めるため、積極的な情報公開や市民の意見を行政運営に反映させていくことが必要です。

●住民と地域の関わりの希薄化、地域の担い手の不足や高齢化が進み、地域が本来持っている、互いに協力し助け合うコミュニティ機能が低下しています。それぞれの地域の住民が、地域の目指す方向性を共有し、自らの力で住みよいまちづくりに取り組むため、地域の連帯感に支えられた組織の設立や継続的な活動を支援することにより、地域コミュニティの再構築を図る必要があります。

●より良い地域社会の実現を目指し、市民が自主的・自発的に地域社会の課題解決に取り組む、公益性のある市民活動のさらなる促進と活性化を図るために、市民活動団体を支援する必要があります。

施策推進の視点

視点１ 協働のまちづくりの理念の共有

協働のまちづくりに関する理念やルールを明確にし、市民全体で共有することを目的とした協働のまちづくり推進条例の周知、啓発に取り組みます。あわせて、協働のまちづくりを進めていく上での基本理念として、「みずからの責任において、互いに力をあわせ、まちづくりを行う」ことを市民自らが宣言した市民憲章の啓発を進めます。

視点２ 情報の共有

広報やホームページのほか、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などの新たなコミュニケーションツールを活用するとともに、様々な機会を活用しながら、積極的かつ魅力ある情報発信や情報公開を進めます。また、市民が市政運営に参加しやすく、意見を出しやすい仕組みづくりを進めるとともに、市民から寄せられた意見については、市政への適切な反映を図ります。

視点３ 地域コミュニティの形成

地域コミュニティの再生及び活性化の推進母体となる校区まちづくり協議会の設立を促すとともに、協議会の運営や活動の支援及び人材の育成に向けて取り組みます。また、地域が自主的・主体的に活用できる地域活動の拠点となる校区コミュニティセンターの整備を進めます。

視点４ 市民活動の促進

市民が市民活動に取り組みやすく、その活動が活発になるよう、市民活動に関する情報の発信と共有化を図るとともに、人材の育成・確保、市民活動団体間のネットワークづくりによる連携の強化に取り組みます。

主な事業

- 校区まちづくり協議会形成促進事業
- 地域コミュニティ啓発･人材育成事業
- 市民活動サポート事業
- ボランティア情報発信事業

地域でのもちつき大会

第2章 健全な財政運営を行います

基本方針

自主財源の確保や経常的な経費の抑制を図ることによって、実質収支の黒字を将来にわたって継続するとともに、国の動向に左右されない自立した財政基盤の構築、及び多種多様な行政需要への対応や将来のまちづくりに向けた投資のための財政的な余力の確保を目指します。

成果指標	現状値（平成26年度末）	目標値（平成31年度末）
経常収支比率	99.6	類団平均値

現況と課題

●本市の財政は、平成23(2011)年度に財政構造強化指針を策定し、経常経費の抑制、公債費の縮減など歳入・歳出両面から見直しを行っており、平成26(2014)年度決算では5年連続の実質収支の黒字となっています。しかしながら、財政調整基金の確保や経常収支比率及び実質公債費比率などの財政指標は、依然として改善が必要な状況にあり、財政構造の強化が必要です。

●少子高齢化や人口減少、特に生産年齢人口が大きく減少する中において、市税収入の増加は望めず、扶助費などの社会保障関連費の増大も避けられない状況にあります。そうした中、自主財源の確保に直結する市税の適正課税や収納率の維持・向上、使用料・手数料などの受益者負担の適正化は重要な課題です。

●本市の公共施設は、まちの発展にあわせ整備が進められてきたことから、人口一人当たりの公共施設の延床面積は4.09㎡となっており、類似団体の平均値3.34㎡と比べると大きく上回っています。また、公共施設の多くが築30年を超え老朽化しつつありますが、今後必要となる維持改修・更新費用の全てを確保することは困難です。そこで、これまで蓄積してきた資産を大切に長く使い続けるとともに、適正な財政負担の範囲内で維持可能な規模へ、施設の優先度などにより統廃合を計画的に進めていく必要があります。

主な事業

・財政構造強化事業

・公共施設マネジメント推進事業

施策推進の視点

視点１ 持続可能な財政運営

経常的な経費の抑制に努めるとともに、限られた財源の中においては、社会情勢や市民のニーズに応じて事業の選択と集中を行います。また、将来世代へ過度な負担とならないよう、国等の支援を最大限活用するとともに、計画的な起債の活用を図ります。

使用料・手数料については、負担の公平性を確保するため、定期的に検証を行い、受益者負担の適正化を図ります。

視点２ 適正課税の推進と公平・公正な徴収

自主財源である市税収入の確保については、課税客体の把握と申告漏れを無くすことに努め、公平・公正かつ適正な課税の推進を図ります。また、収納にあたっては、納税義務者の利便性の向上に努めるとともに、公平・公正の観点から徴収業務に取り組むことにより、収納率の維持・向上を図ります。

視点３ 公共施設の適正な維持管理と有効活用

本市が保有する公共施設の状況を的確に把握し、必要とされる施設の長寿命化や管理コストの縮減に努めます。あわせて、将来的に財政へ与える影響や将来世代の負担などを踏まえ、今後も市民が必要とするサービスを維持・向上していく観点から、施設機能の維持や有効活用を図るとともに、統廃合や多機能化による施設総量の削減に向け、総合的に企画管理、利活用する公共施設マネジメントに取り組みます。

一般会計歳入決算の推移

（単位：百万円、%）

	22		23		24		25		26	
自主財源	21,934	39.6	21,815	40.5	20,961	38.7	21,392	38.4	21,081	37.6
うち市税	13,776	24.9	13,789	25.6	13,751	25.4	14,023	25.1	13,610	24.3
依存財源	33,383	60.4	31,993	59.5	33,263	61.3	34,324	61.6	34,874	62.4
計	55,317	100.0	53,808	100.0	54,224	100.0	55,716	100.0	55,955	100.0

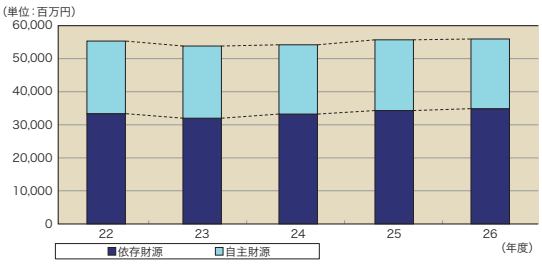

一般会計歳出決算（性質別）の推移

（単位：百万円、%）

	22		23		24		25		26	
義務的経費	30,693	56.1	31,196	58.9	30,313	57.5	30,166	55.5	31,392	56.6
投資的経費	4,119	7.6	2,822	5.4	3,375	6.4	4,542	8.4	4,945	8.9
その他	19,919	36.3	18,910	35.7	19,019	36.1	19,641	36.1	19,096	34.5
計	54,731	100.0	52,928	100.0	52,707	100.0	54,349	100.0	55,433	100.0

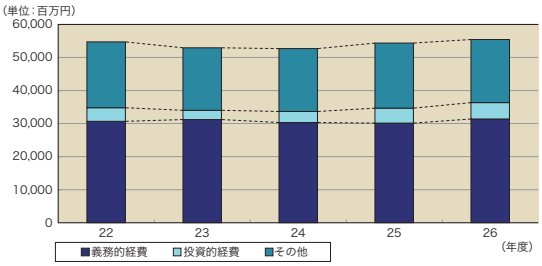

（単位：百万円）

	22	23	24	25	26
歳入歳出差引	586	880	1,517	1,367	522
実質収支	471	728	1,432	1,231	461

主な財政指標

	22	23	24	25	26
経常収支比率（%）	95.5	96.0	94.9	96.3	99.6
実質公債費比率（%）	14.1	13.2	12.0	10.5	9.4
市債残高（百万円）	48,093	46,476	46,274	46,478	46,880
財政調整基金残高（百万円）	300	386	750	1,466	2,082

（注）①自主財源‥‥市税、使用料及び手数料、諸収入、繰越金ほか
②依存財源‥‥地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債ほか
③義務的経費‥‥人件費、扶助費、公債費
④投資的経費‥‥普通建設事業費、災害復旧事業費
⑤その他‥‥物件費、維持補修費、補助費等、繰出金ほか
⑥経常収支比率‥‥市税や普通交付税などの経常的な収入に対する人件費、公債費、扶助費などの経常的な支出の割合
⑦実質公債費比率‥‥市税や普通交付税などの収入に対する市債の返済額などの割合

第3章 効果的・効率的な行政運営を進めます

基本方針

本市を取り巻く社会背景が絶えず変化する中、将来に向けたまちづくりを確実に推進していくため、限られた資源で最大の効果を生む、経営の視点に立った効果的で効率的な行政運営を進めます。

成果指標	現状値（平成26年度末）	目標値（平成31年度末）
まちづくり総合プラン目標達成率	－	100%

現況と課題

●少子高齢化や人口減少、行政へのニーズの多様化が進む中、市税収入をはじめとする行政運営のための資源は現在より減少する一方で、社会保障関連費など必要とされる支出の増加は避けられない状況にあります。今後も、市民生活に必要な行政サービスを提供するとともに、地域の実情に沿ったまちづくりを進めていくためには、限られた資源の中、より効果的で効率的な行政運営が求められます。

●本市では、民間活力の導入、PDCAサイクルの推進による成果重視型の行政運営の推進や、計画的な職員配置と職員数の削減などの行財政改革を進めています。あわせて、「自律創造型プロ職員」の育成や、労働安全衛生活動等による職場環境の整備に取り組んでいます。引き続き、不断に行財政改革を進めるとともに、職員が持てる能力を十分に発揮できる職場環境づくりを進める必要があります。

●広域交通ネットワークの発達などに伴い、市民の生活圏や経済圏は、既存の行政区域を越えて広がっています。また、将来、さらに人口減少が進むことで、単独の自治体だけで現行の行政サービスを維持することが困難になることが予測されています。そこで、基礎自治体同士の連携を推進することで、住民生活に必要な都市機能や生活機能を圏域全体として確保するとともに、各自治体の地域資源を活用し、産業や文化の振興を図ることで、ともに魅力ある圏域づくりを進めていくことが求められています。

施策推進の視点

視点１ 成果重視型の行政運営の推進

行政マネジメントシステム(※)を活用することにより、確実に事業を振り返り、問題点・課題を抽出し、必要とされる見直しや改善を行う、成果重視型の行政運営を推進します。

視点２ 行政運営の基盤づくり

社会の変化や重点的に取り組むべき課題に的確に対応していくため、業務最適化の観点から、業務の必要性の検討や民間活力の導入等による業務の実施主体の見直しなどを行うとともに、必要とされる組織機構や職員配置の見直しを行います。あわせて、職員の経営意識とやる気を高めるための人材育成や職場環境づくりを進め、行政運営の基盤づくりを進めます。

視点３ 広域連携の推進

有明圏域定住自立圏における市町との連携を進め、圏域全体として住民生活に必要な行政サービスの提供に努めるとともに、公共施設の相互利用・保持等、限られた行政資源の有効活用に向けた検討を進めます。

また、近隣市町との連携・協力の下、地域の一体的な振興を図るため、大牟田・荒尾清掃施設組合、大牟田・荒尾地域振興推進協議会等を通じ、地域の共通課題の解決を図ります。

主な事業

- 総合計画進捗管理事業
- まち･ひと･しごと創生総合戦略進捗管理事業
- 定住自立圏構想推進事業

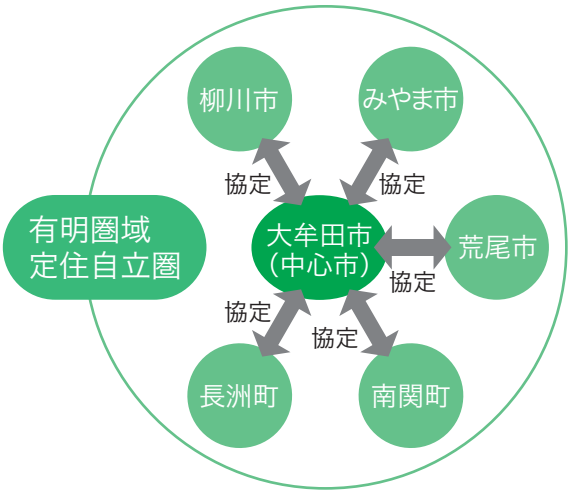

有明圏域定住自立圏構想

（※）行政評価と予算システム、人事制度、総合計画などを一体的に運用し、経営改善を進めるための仕組み。本市においては、毎年度の部局の基本理念や取組み方針を定めた部局の方針や行政評価等の取組みを指します。

第４章　行政サービスの利便性を高めます

基本方針

行政サービスへの満足度を高めるため、窓口サービスの向上に向けた取組みやICTを活用した情報化の推進などにより、市民の利便性の向上を目指します。

成果指標	現状値（平成26年度末）	目標値（平成31年度末）
行政サービスの利便性向上の取組みへの満足度	69.1％	80.0％

現況と課題

●市民が利用する市役所の各窓口では、市民にとってわかりやすく、丁寧な対応が求められています。また、諸証明発行事務や申請手続きの窓口が複数課にまたがっているため、窓口の集約化や手続きの簡略化、来庁しやすい時間帯へ受付時間を拡大するなどの利便性向上が求められています。

●今後の電子市役所(※)の構築には、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が大きく関わってきます。マイナンバー制度により社会保障や税などの分野において情報連携が進むことで、業務の効率化や行政手続きの簡素化などが期待されています。これまでも、本市においては、コンビニエンスストアにおける諸証明の発行などの利便性の向上を進めてきました。なお、電子市役所の構築や情報化の推進にあたっては、業務の継続性及び情報セキュリティの確保が不可欠であり、適切な対応を図っていくことが重要です。

●ブロードバンド（高速・大容量の通信回線）の普及により、インターネットを活用したさらなる情報化が進展していくことが予測されています。ICTを活用した市民生活の向上や行政情報の共有、地域産業の情報化を促すためには、情報通信機器の利用者の裾野を広げ、誰もが情報化の利便性を享受できる環境づくりが必要です。

●市庁舎の多くは老朽化が進んでおり、耐震基準を満たしていないため、庁舎整備に関する検討を進める必要があります。なお、耐震化に向けた庁舎の改修や将来的な庁舎整備には多額の費用が必要となることから、計画的な基金積立による財源確保を進めていく必要があります。

（※）ICTを行政のあらゆる分野に活用し、市民や事業所等の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などの実現を図るもの

施策推進の視点

視点１ 窓口サービスの利便性の向上

窓口の集約化や受付時間の拡大、行政手続きの簡素化などによる利便性の向上、及び受付業務における接遇向上に努め、市民から信頼される窓口サービスを提供します。

視点２ ICTの活用

国のIT戦略や情報通信技術の動向を把握しながら、ICTの活用による行政手続き等の利便性の向上や地域団体等による情報発信の活性化、市民の情報利活用能力の向上を進めます。あわせて、情報セキュリティ対策と情報資産の適正な管理・運用に取り組み、情報部門の業務継続性を維持します。

視点３ 庁舎整備の検討

市庁舎について、計画的な予防保全、改修等に取り組むとともに、耐震化や建替えを視野に入れた、中長期的な視点による庁舎整備に向けた検討を行います。

主な事業

- 行政サービスのICT化推進事業
- 窓口業務利便性向上事業
- 社会保障･税番号制度推進事業
- 庁舎整備の検討

市民課窓口受付